

## 第9回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和7年9月26日（金）

午後1時から午後2時まで

場所：あま市役所 2階 E会議室

出席者：委員8人、オブザーバー1人、事務局5人、関係職員11人

### 1 あいさつ

吉田会長より

### 2 議題

#### (1)権利擁護センターの令和6年度実績について（資料1）

事務局

広報啓発活動について、令和6年11月16日には一般市民向けの講演会を開催した。後見人としての経験が聞けてわかりやすかったとの感想が多かった。講演会に向けては、民生委員児童委員連絡協議会に出席したり高齢福祉課主催の認知症青空カフェに初参加したりして、権利擁護センターと講演会の周知活動を実施した。他にも、サービス事業者連絡会でも成年後見制度等について啓発活動を行った。

相談件数は、新規相談が合計25件、延べ相談が386件、権利擁護ケース検討会議にて支援方針等を検討したのは12件、市長申立ては6件、申立て支援は1件、報酬助成は4件となった。市長申立ての内訳は高齢者5件、障がい者1件である。令和5年度と比較して新規、延べ件数ともに減少したが、市長申立ては4件増加した。親族申立て支援も減少したが、親族からの相談は多い。相談で説明を聞いて現状では法的課題もなく親族で支援を続けていけると判断され、申立てまで至らないケースが多い。

新規相談のうち7件は市長申立てや親族申立て支援で継続支援した。年度前半は昨年度からの継続もあり、後見人等就任後も後見人支援・チーム支援として関わるため、動き続けるケースが増える。新規の相談経路について、本人からが6件になった。全て高齢の方からで、今後のことを考える中で制度を知り、内容を詳しく聞いておきたいとのことで、自分のもしもの時を考えている方が増えているのを実感した。

今後も成年後見制度について、気軽に相談できる窓口であることを周知する。

最後に、法人後見の実績を社会福祉協議会の担当から説明する。

## 社会福祉協議会

現在、保佐類型3件、後見類型2件の合計5件受任している。

利用者の状態、支援状況を簡潔に説明した。

支援時の困りごととしては、他人の財産を扱う事への不安や迷い、負債があった時の対応や手続きの多さがある。運営委員会や法人内で相談しながら対応しているが、負債への対応で要望に応じられなかつたとき、大きな声を出す人を連れて来所されたり、「一生怨みます」との手紙が届いたりしたこともあった。本人の生活状況に合わせた支援となるため、稼働量にも波があり、他の業務との調整にも苦慮することがある。

## 委員

法人後見の件数が増えてきて、當時どれくらい受けられるものか、今の状況だとこれ以上社協での法人後見を増やすのは難しいのか聞きたい。

## 社会福祉協議会

他の業務も兼務してやっている状況もあり、今5件受けている現状のまま行つていきたい。同会以外でも法人があるため、そのようなところでも法人後見を幅広く行つていきたいと考えている。

## 委員

これだけ広報していくまた力を入れるとなれば相談も増えていく。どういった形でやると支援される側が幸せで、支援する側も過度な負担が偏らないでできるか、その調整も中核機関の役割になると思っている。今までの経験からここ1、2年で件数が増えていくのではないかと思うため、色々知恵を借りて協議会で検討しなければならないのではないかと質問した。

## 委員

相談実績から、自分が所属するセンターでも市長申立ては同じくらいだが、親族申立ては年間10何件とある。そして新規相談は、障害の相談支援専門員や地域包括、病院からの相談も結構ある。ニーズはあると思うため、その周知をもう少し工夫されるといいかと思った。

今、認知症の方や、知的・精神障害等の方も家族が高齢化していく、両親のどちらかが後見人になられていることで交代しなくてはいけない状況の方もいて、親族間の支援もこれからますます大変になるだろう。

## 事務局

家族からの相談は増えているが、現状では申立てまでならない方が多い。しかし、今年度に入ってから、申立てをする必要がある親族の相談も増えているため、来年度以降の報告件数は増えると思われる。

病院相談員や地域包括からの相談は、6年度の実績だと少ない。過去には病院相談員向けなど職種を絞った研修を開催したこともあるため、この部分の周知・広報活動にも力を入れていく必要があると考えている。

## (2)市民後見人の養成に関する取り組み状況について（資料2）

### 事務局

スケールメリットの観点から海部圏域で進めるべく、令和5年2月から打合せを行っていたが、令和6年度より愛知県主催で研修が開催されることになった。最低限は各自治体で実施できるが、不足する部分への対応を、圏域で実施検討したり権利擁護支援に関して幅広く意見交換したりするために打合せを継続開催していた。

前回協議会以降の海部圏域の担当者打合せの取組状況を報告する。

令和7年3月5日には第7回の打合せを行った。先進自治体の取り組みを改めて学び、市民後見人の養成を進めるために必要なことを整理する機会を設けるべく、成年後見体制整備アドバイザー派遣事業を活用して情報提供を受けた。

まず、尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」からである。フォローアップ研修は、同センターが福祉関係者向けや一般市民向けなど幅広く対象として開催する様々な研修の中から年の出席必要回数を設定し、興味関心のあるものを選択して受けてもらっている。独自研修と県研修との調整は検討中であり、県研修を受講すると独自研修の基礎部分が免除となるように実施要綱等を変更していく予定で、市民後見人バンク登録者が法人後見の支援員として活動するのは想定していないとのこと。

次に、豊田市成年後見支援センターからである。フォローアップ研修は平日・土曜日を含めて全8回ほど開催し、年に2回は必ず参加してもらうようにしており、それ以外にも受任された方向けに交流の場も設定しているとのこと。受任1年目は同センター（法人）と複数受任し、市民後見人が単独で受任可能となれば、センターは監督人となってサポートを継続している。オンラインの県研修では、実務が足りず受講者の人となりを確認できないのを懸念点と考えていると伺った。

どちらも共通して、市民後見人が活躍するには、中核機関と家庭裁判所の連携が重要で必要不可欠であるとされた。市民後見人のバンク登録時には職歴等

も含めた詳細なシートを作成し、申立時は身上書（後見人等候補者事情説明書のような書類）を提出しているようだ。

独自で充実した研修を実施している取り組みをそのまま再現するのは困難だが、引き続き情報収集を行って落とし込める部分は活用する。

令和7年5月20日には第8回打合せを開催し、令和7年度研修の周知方法や、修了者へのフォローアップについての想定を共有した。広報は広報紙や公式ウェブサイトへの掲載だけでなく、アンケートをもとに案内を送付したり市民後見人に関する講演会を開催したりして、より広い周知を目指すとの意向もあった。フォローアップは、法人後見未実施で受け皿がないことで体制が整えられない自治体もあるが、修了者が出ている実情もあるため既存のものを活用すべく、圏域内の講演会や研修等に参加してもらいながらモチベーションの持続を図っていくとした。

県研修の受講者数は自治体によって差があるため、何名が修了するか検討がつかない中で、フォローアップ研修企画等の検討は進まなかつたが、圏域外の自治体も情報収集しながら体制を整えていくことで合意した。

あま市の県研修受講者状況について、令和6年度受講修了者は、申込者数21名のうち15名となった。これは県内で一番多い。修了者を対象に「修了証交付会」という名称で、権利擁護センターの紹介や活躍までの現時点での想定説明、活躍の意向確認を行った。同会には中核機関職員も含めて8名が参加した。意向を確認した中で、日常生活自立支援事業の支援員やボランティアとして活動したいとされた方々には、社会福祉協議会の担当から直接話を聞いた。

## 社会福祉協議会

具体的なイメージを聞き取った。他に仕事に就かれている方が多く、週末を含む月に数回の活動のイメージをお持ちだった。ボランティアに関しては、既に様々な活動をされている方が多く、成年後見制度に関する活動をイメージしている方が数名いらっしゃった。

## 事務局

令和7年度県研修の申込みは7月16日（水）から9月12日（金）までで、あま市では11名の応募があった。福祉関係者も福祉とは関係ない方も幅広く応募をいただいた。また、今年度は8月18日（月）に県研修の事前説明会を独自に開催し、本研修の目的、研修概要、研修終了後を共有した。3名の一般市民の方に参加していただき、3名とも申込みされた。7年度の受講申込者もサポートする。

## 委員

今年度の申込み状況について、9月12日までの申込みが11名で、3名の方は事前説明会に参加されたということだが、残り8名は事前説明会には参加されなかつたが研修の申し込みをされたという理解でよろしいか。

## 事務局

申込期間内に事前説明会を行い、そこに参加した3名以外は事前説明会には参加されていないが申し込みされた。

## 委員

もう1点、以前も出たかと思うが、オンライン研修だと慣れていない方もいると思われるため、例えば市役所で集まって受講するなどはできないか。

## 事務局

検討したが、研修は個人にIDとパスワードが割り当てられ、動画視聴の進捗も個人ごとに管理されるため、1か所に集まって受けさせていただくのは難しい。操作方法等がわからなければ電話や窓口で気軽に問い合わせていただくよう案内しているため、個人で受けさせていただくことになる。

## 委員

先日、大治町で6年度の研修を受けられた方から効果測定があると聞いたが、具体的に方法等を教えていただきたい。

## 社会福祉協議会

6年度受講した。効果測定はいくつか質問があり、正解はどれか選び全て合っている必要があるとか、○×を選びなさいというように出題された。全体の8割程度が合っていないと再受験だったと思われる。

## 委員

今後市民後見人を養成するにあたって、豊田市のように1年目は複数受任して1年後に法人が監督人となってサポートしながら活躍してもらう先進的なやり方の前例が1つあるが、やっていくにあたって知識は当然必要で、実務の部分はOJTでやっていくのがいいかと思っている。

中核機関として受任者を調整するにあたって、市民後見人の資格を選定していく、共同受任もしていくというのが、圏域のやり方としてよいのではないか

と。中核機関の体制が整えばこのような形での受任の仕方は想定できるかと考えられるが、家庭裁判所からもコメントいただきたい。

#### 事務局

最初、法人と複数受任するのは市民後見人としてもサポートを直接受けて、同じ悩みを抱えながらやれる点ではやりやすいと思う。ただ、法人がどこまで受けられるかもあるため、社会福祉協議会と連携して進めていく。

#### 委員

先進地域からの話で、市民後見人への報酬が無報酬のところや、一律で報酬を渡しているところもあって、市町村により違うため、市民後見人に対する報酬のあり方としては何が正しいのかわからない部分がある。正解はないと思うが、家裁の方から話をいただきたい。

#### 委員

ここまで協議をふまえ、名古屋家庭裁判所からコメントをいただきたい。

#### 名古屋家庭裁判所

後見人等になるべき者の拡充や適切な後見人の選任が重要だと感じており、法人後見や市民後見の拡充に向けた取組みはとても期待を寄せている。ただし、まずその養成が難しいという自治体もあるだろうし、養成した後に選任に繋がるのも簡単ではないことが課題だと思っている。

実際に市民後見人の選任に繋げるには市民後見人のサポート体制も必要になってくる。自治体によっては複数後見人で受任したり、中核機関が監督人としてサポートしたりしている。家庭裁判所がこうしてくださいということはなく、どの形が望ましいかは言えないが、何かしらのサポート体制が整っているのが望ましい。

報酬について、後見人には報酬付与を申し立てる権利があり、裁判所は申立てされたものは後見事務に応じた報酬を付与する。申立てをするべきかという点については、裁判所としてお答えする立場はない。

市民後見人について、これまでのよう県や先進自治体と連携しながら進めさせていただきたい。

- 3 令和7年度あま市権利擁護センター主催講演会の開催について  
成年後見制度とセンターのさらなる普及啓発のため、今年度もセンター主

催の講演会を開催する。令和8年1月24日（土）の午前10時から、あま市役所2階D会議室にて行う。講師は、愛知県司法書士会リーガルサポートより派遣していただく。任意後見制度と死後事務委任契約についてテーマとしてお話をいただく。リーフレットが完成したら送付する。参加者名簿を作成するため、参加希望の場合は事務局へ電話やメール、FAXにて連絡していただきたい。

4 第10回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催  
(次回は令和8年2月下旬から3月上旬頃に開催予定)

5 その他  
(事務連絡等はなし)